（様式第１２号－２）

調整池及び公園緑地等の維持管理に関する協定書

　吉田町（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙の施行した　　　　　　　　　　　　　　に伴い設置した調整池及び公園緑地等の公共施設の維持管理に関して、次のとおり協定を締結する。

　（趣旨）

第１条　この協定は、調整池及び公園緑地等の維持管理に関して必要な事項を定める。

　（維持管理の対象）

第２条　乙が維持管理する調整池及び公園緑地等の施設は、別図に表示された範囲とする。

　（維持管理の主体）

第３条　乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、調整池及び公園緑地等の施設の維持管理に関する一切の業務を行うものとする。

２　前項の維持管理のうち、巡視・点検については、次表に定めるところにより行うものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 時期 | 回数 | 確認事項 |
| 調整池 | ・洪水期（5月～10月） | 月１回 | 破損、漏水の有無廃棄物・雑草の有無土砂堆積の状況スクリーンの詰まり等 |
| ・豪雨のとき | 降雨時及びその直後 |
| ・非洪水期（1月～4月、11月及び12月） | 月１回 |
| ・地震（震度４以上）が発生したとき | その直後 |
| 公園緑地等 | ・春～夏季（4月～8月） | 月１回 | 幹・枝の折損、樹形の乱れ樹勢の衰え葉・茎等の異常、支柱不良根元地面の異常雑草の繁茂芝生の伸び過ぎ廃棄物の投棄等 |
| ・秋季（9月～10月） | １回（期間中） |
| ・冬季（11月～3月） | １回（期間中） |

３　乙は、甲と協議の上、前項の巡視・点検の業務を第三者に委託することができる。

４　乙は、巡視の結果、前項に掲げる確認事項に異常等が認められたときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。

５　乙は、巡視した結果を日報形式による記録簿を作成し保管するものとする。

　（費用負担）

第４条　乙は、維持管理に要する費用を負担するものとする。

　（立入調査及び指示）

第５条　甲は、この協定の施行のため必要な限度において、施設内に立ち入り、維持管理の状況を調査することができる。

２　甲は、乙に対し、この協定の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

３　甲は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、その指示に基づいて講じた措置について報告させることができる。

　（改修・改良）

第６条　甲又は乙が調整池及び公園緑地等の施設を改良しようとするときは、その内容及び費用の負担について甲、乙協議の上、これを行うものとする。ただし、乙の都合により行う場合は、乙の負担とする。

　（協定の期間）

第７条　この協定は、協定の締結の翌日から効力を発するものとし、乙から甲に対して次条による帰属手続きが完了し、かつ、分譲地の居住率が８０パーセントに達した日までを有効期間とする。

　（町への帰属）

第８条　乙は、前条の期間の満了する日までに、甲による帰属施設の検査を受けるとともに、移管後の管理について受益者による管理計画届出書を提出しなければならない。

２　前項の検査により不備の個所が発見された場合には、乙の負担によりその箇所を整備し、甲に帰属するものとする。

　（疑義の解決）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

　上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　　　　年　　月　　日

甲　静岡県榛原郡吉田町住吉８７番地

吉田町長　　　　　　　　　印

乙

　印